

岩手県告示第 998 号

鳥獣保護区の設定（平成 8 年岩手県告示第 963 号）で告示した御所ダム鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

変更後の御所ダム鳥獣保護区の区域の表示 盛岡市地内の国道 46 号と一般県道繫温泉線との交点を起点とし、起点から国道 46 号を北東に進み盛岡市と岩手郡滝沢村の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み雫石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を南西に進み御所ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を東に進み一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み岩手郡雫石町との境界を経て一般県道紫波雫石線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み町道御所尾入野線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道繫温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域